

【用語】木崎村—新田郡新田町 公家—武家に対する朝廷の臣 門跡—皇族などが住した寺格の高い寺、またはその寺の住職 下向—京都から関東などへ向かうこと 寄馬—馬の提供、助郷のこと 上田島・下田島村—太田市 反町・村田・市井・金井・上江田・上田中村—新田町 三木・平塚・上今井・島村・八木沼村—佐波郡境町 小角田・小島村—新田郡尾島町 紿人—ここでは将軍から知行地を与えられた旗本 越度—罪、あやまち

【解説】日光例幣使道は、中山道倉賀野宿から東へ分かれ、玉村・五料・柴・木崎・太田の五宿を経て下野国に入り、さらに壬生^{みぶ}通りと合流して日光山へ至る道筋で、全一三宿が置かれていた。この道は徳川家康の忌日（四月十七日）に日光東照宮で行われる例祭に、京都の朝廷から毎年幣帛^{へいばく}を奉獻する勅使（奉幣使）が派遣され、その順路であつたことから名付けられた。

この文書は幕府老中と勘定頭が、それぞれの地を支配する旗本や代官に対し、木崎村への馬の提供を命じたものである。慶安元年（一六四八）三月とあることから、これは翌月行われる家康三十三年忌の大法会に際し、京都から多くの公家や門跡が通行するのに備えたもので、木崎村の場合は上田島村（太田市）以下一五カ村から徵發することになった。例幣使道ははじめ脇街道であり、各宿場へ人馬を提供する助郷も寄馬とか助人馬と称し、必ずしも固定化されたものではなかつた。しかし、明和元年（一七六四）道中奉行の管轄となつてからは各宿場の定助郷の村々も整備されるようになつた。なお、中島家文書は新田町指定の重要な文化財である。